11　第三項から第八項まで及び前項に定めるもののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る前条第二十六項の届出書の提出その他の第一項及び第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の五第一項中「前条第一項」を「第七十条の四第一項」に、「以下次項」を「次項」に改め、同条第二項中「前条第十五項」を「第七十条の四第十五項」に改める。

第七十条の六の二第一項中「貸付け（以下この条」を「貸付け（以下この項」に、「前条第一項ただし書」を「同条第一項ただし書」に改め、「（以下この条において「特定貸付農地等」という。）」を削り、「賃借権（以下この条」を「賃借権（以下この項」に改め、同条第二項から第七項までを削り、同条第八項中「次項及び第十項」を「以下この条」に、「第一項の」を「前項の」に改め、同項第二号中「第一条」を「附則第十九条第五項第二号に掲げる同法第一条」に改め、同項第三号中「第一条」を「附則第三十二条第九項第三号に掲げる同法第一条」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第七十条の四の二第三項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定の適用を受ける猶予適用者又は旧法猶予適用者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の六の二第九項を削り、同条第十項中「第二項から第七項まで及び」を削り、「第八項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七十条の六の三第三項中「までに」を「において第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付け又は」に、「行つた」を「行つている」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（山林についての相続税の納税猶予）

第七十条の六の四　特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（立木又は土地をいう。以下この条において同じ。）を有していた個人として政令で定める者（以下この条において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により特例施業対象山林の取得をした林業経営相続人が、当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「相続税の申告書」という。）の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特例施業対象山林で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該林業経営相続人が自ら経営（施業又は当該施業と一体として行う保護をいう。）を行うものであつて、次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下この条において「特例山林」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該林業経営相続人の死亡の日まで、その納税を猶予する。

一　当該特定森林経営計画において、作業路網の整備を行う山林として記載されているものであること。

二　都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在するものでないこと。

三　立木にあつては、当該相続の開始の日から当該立木が森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢（同条第二項第五号の公益的機能別施業森林区域内に存する立木にあつては、財務省令で定める林齢）に達する日までの期間が当該林業経営相続人の当該相続の開始の時における平均余命期間（当該相続の開始の日から当該林業経営相続人に係る余命年数として政令で定めるものを経過する日までの期間（当該期間が三十年を超える場合には、三十年）をいう。）を超える場合における当該立木であること。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　市町村長等の認定　森林法第十一条第五項（同法第十二条第三項において読み替えて準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定をいう。

二　特定森林経営計画　市町村長等の認定を受けた森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画（以下この号において「森林経営計画」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ　その対象とする山林が同一の者により一体として整備することを相当とするものとして財務省令で定めるものであること。

ロ　当該森林経営計画に森林法第十一条第三項に規定する事項が記載されていること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該森林経営計画の内容が同一の者による効率的な山林の経営（施業又は当該施業と一体として行う保護をいう。以下この条において同じ。）を実現するために必要とされる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

三　特例施業対象山林　被相続人が当該被相続人に係る相続の開始の直前に有していた山林のうち当該相続の開始の前に特定森林経営計画が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ　当該被相続人により当該相続の開始の直前まで引き続き当該特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営が行われてきた山林であること。

ロ　当該特定森林経営計画に記載されている山林のうち作業路網の整備を行う部分が、同一の者により一体として効率的な施業を行うことができるものとして政令で定める要件を満たしていること。

四　林業経営相続人　被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該被相続人が当該相続の開始の直前に有していた全ての山林の取得をした個人であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

イ　当該個人が、当該相続の開始の直前において、当該被相続人の推定相続人であること。

ロ　当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該山林の全てを有し、かつ、当該特定森林経営計画に従つてその経営を行つていること。

ハ　当該個人が、当該特定森林経営計画に従つて当該山林の経営を適正かつ確実に行うものと認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

五　納税猶予分の相続税額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　前項の規定の適用に係る特例山林の価額を同項の林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該林業経営相続人の相続税の額

ロ　前項の規定の適用に係る特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該林業経営相続人の相続税の額

六　施業整備期間　当初認定起算日（特定森林経営計画（当該特定森林経営計画につき過去に森林法第十七条第一項の規定の適用があつた場合には、最初の適用に係る同項の認定森林所有者等が市町村長等の認定を受けたものに限る。）の期間の起算日として政令で定める日をいう。以下この号及び次号において同じ。）から当該当初認定起算日以後十年を経過する日までの間に前項の規定の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、当該相続の開始の日の翌日から当該十年を経過する日又は当該相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいう。